



文京区  
シンボルマーク



文の京  
(ふみのみやこ)

# 区報 ふんきよ

平成30年 (2018) **3/29**

発行/文京区  
編集/福祉部介護保険課  
〒112-8555 文京区春日1-16-21

代表 ☎ **(3812) 7111**  
<http://www.city.bunkyo.lg.jp/>

## 高齢者・介護保険事業計画(30~32年度)

### 地域でともに支え合う しくみを充実させます

- 区民が自分らしく活躍しながら、地域における高齢者の日常生活をサポートする地域コミュニティを育成するとともに、ボランティア、NPO等が提供するサービスを支援していきます。
- 医療と介護を必要とする高齢者や認知症の人を地域で支えるため、在宅医療と介護の連携の取組を推進していきます。
- 介護を行う家族等の心身の負担や孤立感等を軽減させるため、相談体制等の充実を図るとともに、高齢者の尊厳ある暮らしが確保されるよう、権利擁護を推進する関係機関との連携を図っていきます。

### 健康で豊かな暮らしを 実現します

- 高齢者ができるだけ長く健康な状態を維持・増進するための取組を推進していきます。
- 介護等が必要になる状態を予防するとともに、そのような状態になっても軽減又は悪化の防止を図ることで、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができる取組を推進していきます。
- これまで生活の中心が職場にあった団塊の世代やひとり暮らしの高齢者が、生涯学習や趣味の活動等を通じて生きがいを見つけ、様々な形で地域とのつながりを深めるしくみづくりを推進していきます。

### 30年度 主な重点施策

#### ミドル・シニア目線を 活かした発信力強化事業

ミドル・シニアの行動力とアイディアを活かして、区の情報誌の改訂企画、取材、編集を行います。その内容等をミドル・シニアの利用実態に即した情報媒体を活用して、積極的に発信します。

#### 社会参加と将来の介護を 見据えた「自分史」作成 支援事業

親子で高齢者自身の自分史を作成することを契機に、閉じこもりがちな高齢者を地域社会と結び付けていきます。また、家族で話し合い「過去の体験」、「趣味や志向」などを把握し、介護が必要になったときに活用することで、介護の質の向上等に役立てます。

#### 介護人材確保・定着等 支援事業

新たな介護人材の掘り起こしと介護従事者の定着のため、介護資格取得の支援や、外国人介護職員採用補助、若手従事者スキルアップ支援等を実施し、介護人材の確保につなげます。



## 高齢者が住み慣れた地域で 安心して暮らせる地域づくりを実現します

### サービスの充実と住まいへの 支援に取り組んでいきます

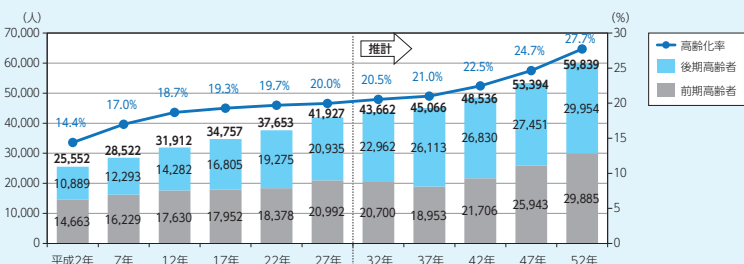
- 居宅サービスをはじめ、地域密着型サービスなどの介護保険サービスを適切に提供するとともに、介護サービス事業者のスキルアップを支援し、質の高い介護サービスが確保される取組を推進していきます。
- 介護サービスを支える人材の創出に取り組むとともに、人材の確保・定着に向けた事業者等への支援を包括的に行っていきます。
- 安心して暮らせる住まいの確保と住まい方の支援を不動産関係団体や居住支援団体と連携して推進するとともに、高齢者のための施設を整備していきます。

### いざという時のための 体制を整えます

- 高齢者緊急連絡カードの利用促進を図るとともに、災害時に自力で避難することが困難な高齢者等の安否確認や避難誘導等を円滑かつ迅速に行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防等の関係機関との相互連携を図り、より実効性のある体制を構築していきます。
- 援護を要する高齢者が安心して避難できる福祉避難所を拡充するとともに、地震に強い住まいづくりへの支援を推進します。
- 介護保険サービスを提供する事業者が災害時等に入所者等の安全を確保し、かつ、そのサービスを継続して提供できるよう関係機関と連携して支援していきます。

## 文京区の後期高齢者は年々増加することが見込まれます

【図表】高齢者人口の推移



※グラフ上の数値は高齢者人口。なお、平成22年までは外国人を含まない。

※32年度以降の推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(25年3月推計)」の人口推計設定値等を用いて算出。

資料：<平成2~27年>住民基本台帳(各年10月1日現在)

文京区では区民の約5人に1人が高齢者となっています。高齢者人口に占める後期高齢者の割合は年々増加しており、団塊の世代が75歳以上となる37年には、前期高齢者における割合を大きく上回ることが見込まれます。

また、29年度における要介護・要支援認定率を年齢別に見ると、前期高齢者の認定率は5.3%以下にとどまる一方、後期高齢者においては、80~84歳の認定率が25.6%、85~89歳が50.9%、90歳以降になると79.0%になっており、年齢が上がるにつれて認定率が大幅に上昇しています。

今後、要介護・要支援認定を受ける後期高齢者の増加に伴い、介護給付費も増加すると見込んでいます。

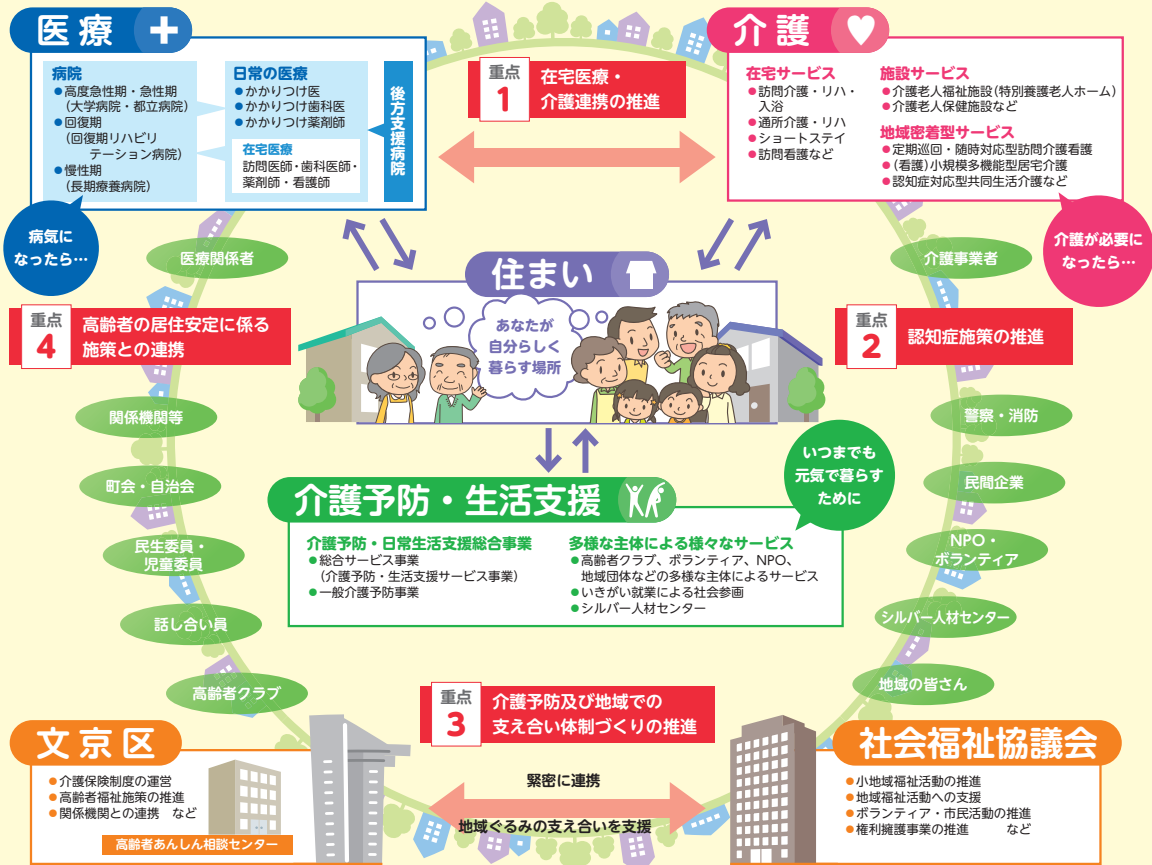


# 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちへ

～文京区が目指す「地域包括ケアシステム」～

## 地域包括ケアシステムとは

高齢者が住み慣れた地域で、自立した生活を送るため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を「地域包括ケアシステム」と呼んでいます。



## 30年 介護保険制度の主な改正点

4月から

- 介護保険料を改定します(4面をご覧ください)
- 介護報酬が改定されます

介護報酬の改定(全体でプラス0.54%)により介護サービス・介護予防サービスの利用料金が変わります。また、サービスの内容や事業所の職員配置体制等により、利用料金の各種加算が設けられます。加算の内容は、事業所ごとに異なりますので、ご利用の事業所またはケアマネジャーへご確認ください。

- 合計所得金額に適用される控除が見直されます

租税特別措置法に規定される長期・短期譲渡所得を特別控除額として控除した合計所得金額で、保険料段階を判定します。

- 共生型サービスが創設されます

高齢者や障害者(児)が同じ事業所でサービスを利用できる「共生型サービス」が創設されます。

8月から

- 一定以上所得者の負担割合が3割になります

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯にいる65歳以上の方の「年金+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の方は、サービスを利用した際の負担割合が3割となります。

### 「高齢者・介護保険事業計画」をご覧になれます

詳しい内容は、行政情報センター(シビックセンター2階)・図書館・区ホームページ(<http://www.city.bunkyo.lg.jp/>)等でご覧になれます。概要版は介護保険課・高齢者あんしん相談センター等で配付します。

3月29日(木)から行政情報センターで頒布します▶「高齢者・介護保険事業計画」1,300円

## 第7期介護基盤整備計画

第7期計画期間中の介護保険サービスの基盤整備は、公有地等の活用も視野に入れながら、平成37年度までの整備方針等を踏まえた民間事業者による整備を進めていきます。

施設種別	第7期整備計画
<b>地域密着型サービス</b>	
施設数(定員)	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護※1	0(45)※3
認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)	1(10)
(看護)小規模多機能型居宅介護※2	3(87)
認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)	3(54)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)	2(53)
<b>施設サービス</b>	
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1(99)
<b>在宅サービス</b>	
特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	4(180)

※1 定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を日中・夜間を通して受けられます。

※2 通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービス(看護小規模多機能型居宅介護の場合は、加えて訪問看護のサービス)を組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。

※3 事業所移転に伴い、定員を増加します。

地域ぐるみの  
支え合いを  
進めていくために

## 以下の取組を重点的に進めていきます

### 重点1

#### 在宅医療・介護連携の推進

いつまでも自宅で暮らし続けるために…

- 医療・介護関係者等の顔の見える関係づくりのための研修・交流会の開催、ICTを活用した情報共有等の取組を実施し、医療・介護等の連携の強化に努めます。
- 在宅医療・介護サービスについて理解を深められるよう、療養支援等に関する情報提供を行うとともに、わかりやすく丁寧な周知・啓発を行います。

### 重点2

#### 認知症施策の推進

認知症の本人と家族を地域で支えていくために…

- 認知症の本人や家族が、いつ、どこで、どのような支援を受けることができるのかを把握できるよう、サービス提供の流れを整理した「認知症ケアパス」について、周知に努めていきます。
- 認知症の初期段階から多職種が連携して支援する体制を整備することにより、適切な医療・介護につなげ、介護者の精神的・身体的負担の軽減を図る取組を進めます。
- 認知症の本人及び家族を支える意識を醸成するため、地域における見守り体制の強化に向けた取組を推進していきます。

### 重点3

#### 介護予防及び地域での支え合い体制づくりの推進

いきいきと元気に活動するために…

- 高齢者の生活機能を維持向上させる取組や介護予防につながる取組の充実により、身近な地域で行う介護予防活動の定着を推進します。
- 介護予防ボランティア指導者等の養成により、地域における介護予防の推進と高齢者の社会参加を図ります。
- 介護予防のための体操等を行いながら助け合いや支え合い活動を進める住民主体の通いの場の立ち上げや運営の支援を行います。

### 重点4

#### 高齢者の居住安定に係る施策との連携

安心して暮らすために…

- 文京区居住支援協議会(平成29年度設立)において、行政、不動産関係団体、居住支援団体と連携し、民間賃貸住宅を活用して高齢者住宅の確保に努めていきます。
- 医療をはじめとする様々な施策と連携できる体制等、住まい方の支援を協議していきます。

高齢になっても、いつまでも住み慣れた地域で自立した暮らしができるよう、自助・互助・共助・公助の組み合わせによって文京区全域で支え合える地域づくりを進めています。

区民の皆さん一人ひとりが、自分のために、家族のために、誰かのために、できることを探して何かをはじめてみませんか。

何かをはじめることで誰かとつながり、誰かとつながることで、地域とつながり、文京区全域で高齢者を穩やかにみまもりながら、安心して暮らせる地域づくりをともに進めていきましょう。



#### “かよい～の”

##### 地域介護予防活動支援事業



住民主体の通いの場“かよい～の”では、週に1回以上、①介護予防の取組(体操、脳トレスポーツなど)、②支え合い活動(みまもり、声掛けなど)を行っています。地域住民が運営し、社会福祉協議会が立ち上げや運営についてお手伝いをしています。

●高齢福祉課認知症・地域包括ケア係 ☎(5803)1821

## 各種相談窓口のご案内

### 高齢者に関する相談窓口

#### ■ 高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)

高齢者あんしん相談センターは、区が設置する高齢者総合相談窓口です。保健師・看護師・社会福祉士・主任ケアマネジャーの専門職員が相談に応じます。

日常生活圏域	問合せ先	所在地	電話
富坂	高齢者あんしん相談センター富坂	白山5-16-3	(3942)8128
	高齢者あんしん相談センター富坂分室	小石川2-18-18	(5805)5032
大塚	高齢者あんしん相談センター大塚	大塚4-50-1	(3941)9678
	高齢者あんしん相談センター大塚分室	音羽1-15-12	(6304)1093
本富士	高齢者あんしん相談センター本富士	湯島4-9-8	(3811)8088
	高齢者あんしん相談センター本富士分室*	本郷2-21-3	(3813)7888
駒込	高齢者あんしん相談センター駒込	千駄木5-19-2	(3827)5422
	高齢者あんしん相談センター駒込分室	本駒込2-28-10	(6912)1461

- 高齢者あんしん相談センター(分室を除く)の開設時間は、月～金曜＝9:00～19:00、土・日曜、祝日、12/29～1/3＝9:00～17:30です。
- 分室の開設時間は、月～土曜＝9:00～17:30です。日・祝日・12/29～1/3はお休みです。
- ※本富士分室は、30年度中に旧向丘地域活動センター跡地(西片2-19-15)に移転予定です。

#### ■ 区の相談窓口

高齢者福祉に関する相談窓口として、高齢者のさまざまな相談をお受けし各種サービス等の説明・案内等を行います。

●高齢福祉課高齢者相談係 ☎(5803)1382

### 介護サービスに関する相談・苦情窓口

#### 事業者・施設の相談・苦情窓口

介護サービス事業者と施設は、利用者や家族から苦情や相談を受けたときは、誠実に対応することが義務づけられています。

#### 介護支援専門員(ケアマネジャー)

利用者や家族からのサービス内容への疑問等に対応して、サービス事業者との調整を行います。

#### ■ 区の相談・苦情窓口

区では、介護保険サービスの利用についての相談や苦情を受け付けています。

●介護保険課介護保険相談係 ☎(5803)1383

#### ■ 東京都国民健康保険団体連合会

介護保険サービスの苦情に対応する専門機関です。受付けた苦情について調査し、必要に応じて事業者を指導します。

●介護相談窓口 ☎(6238)0177



## 65歳以上の方の介護保険料を改定します

第7期(30~32年度)における65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、介護給付費と地域支援事業費の見込額及び第1号被保険者の負担割合等を基に算定しました。

### 介護保険の財源構成

介護保険の財源は、国・都・区で負担する公費(50%)と、40歳以上の被保険者が負担する保険料(50%)で構成されています。このうち、第7期の第1号被保険者の負担割合は、22%から**23%**(第2号被保険者(40~64歳)の負担割合は28%から27%)に見直されます。

### 介護保険事業費の増加

第7期における介護保険事業費は、第6期に比べて約1.2倍、約473億3千万円となる見込みです。

そのうち、介護給付費は約**448億3千万円**、地域支援事業費は約**25億円**と見込んでいます。

	実績	介護保険事業費	
		介護給付費	地域支援事業費
第6期	27年度	128億2千万円	3億5千万円
	28年度	129億7千万円	4億4千万円
	29年度	134億3千万円	7億5千万円
	計	392億3千万円	15億5千万円
第7期	30年度	140億8千万円	8億1千万円
	31年度	150億6千万円	8億4千万円
	32年度	156億8千万円	8億5千万円
	計	448億3千万円	25億円

※27・28年度は実績。29年度以降は見込額。  
※表中の数値は百万円単位で四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

### 第1号被保険者の介護保険料基準額

第1号被保険者の保険料の総額は、第7期の3年間で**120億3千万円**となり、1人当たりの介護保険料基準額は月額**6,020円**となりました。  
なお、介護給付費準備基金を活用することにより、保険料の低減を行っています。

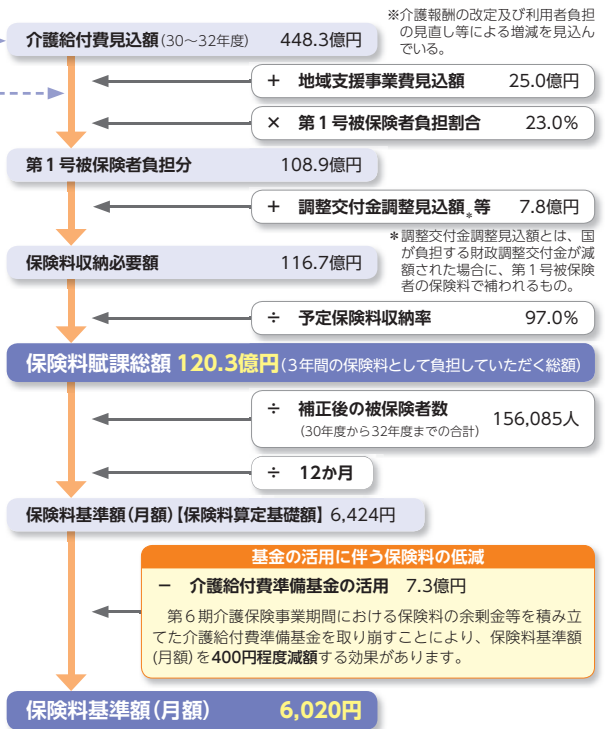
### 第1号被保険者の所得段階別の保険料(30~32年度)

第7期(30年度~32年度)

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料(月額保険料)	第6期との差額
第1段階	生活保護の受給者・世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金の受給者・世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.50	36,100円 (3,000円)	2,200円 200円
		0.45	32,500円 (2,700円)	2,000円 200円
第2段階	住世帯世帯全員が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.70	50,600円 (4,200円)	3,200円 300円
第3段階	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.75	54,200円 (4,500円)	3,400円 300円
第4段階	者に非課税者 本人が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.85	61,400円 (5,100円)	3,900円 400円
第5段階(標準額)	本人が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00	72,200円 (6,000円)	4,500円 400円
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満	83,100円 (6,900円)	5,200円 500円
第7段階		合計所得金額が120万円以上200万円未満	90,300円 (7,500円)	5,700円 500円
第8段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満	101,100円 (8,400円)	6,300円 500円
第9段階		合計所得金額が300万円以上400万円未満	119,200円 (9,900円)	7,500円 600円
第10段階		合計所得金額が400万円以上500万円未満	130,000円 (10,800円)	8,100円 700円
第11段階		合計所得金額が500万円以上750万円未満	151,700円 (12,600円)	9,500円 800円
第12段階		合計所得金額が750万円以上1,000万円未満	180,600円 (15,000円)	24,900円 2,100円
第13段階		合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満	202,300円 (16,800円)	33,000円 2,700円
第14段階		合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満	231,200円 (19,200円)	41,600円 3,400円
第15段階		合計所得金額が3,000万円以上	252,800円 (21,000円)	36,100円 3,000円

\*月額保険料は、目安として百万単位で表示しています。  
\*第1段階の上段〔 〕内は本来の割合、下段は27年4月から実施の公費投入後の割合。

### 第1号被保険者保険料の算定手順



参考 第6期(27年度~29年度)

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料(月額保険料)
第1段階	生活保護の受給者・世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金の受給者・世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.50	33,900円 (2,800円)
		0.45	30,500円 (2,500円)
第2段階	住世帯世帯全員が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.70	47,400円 (3,900円)
第3段階	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.75	50,800円 (4,200円)
第4段階	者に非課税者 本人が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.85	57,500円 (4,700円)
第5段階(標準額)	本人が住民税非課税 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00	67,700円 (5,600円)
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満	77,900円 (6,400円)
第7段階		合計所得金額が120万円以上190万円未満	84,600円 (7,000円)
第8段階		合計所得金額が190万円以上290万円未満	94,800円 (7,900円)
第9段階		合計所得金額が290万円以上400万円未満	111,700円 (9,300円)
第10段階		合計所得金額が400万円以上500万円未満	121,900円 (10,100円)
第11段階		合計所得金額が500万円以上750万円未満	142,200円 (11,800円)
第12段階		合計所得金額が750万円以上1,000万円未満	155,700円 (12,900円)
第13段階		合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満	169,300円 (14,100円)
第14段階		合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満	189,600円 (15,800円)
第15段階		合計所得金額が3,000万円以上	216,700円 (18,000円)

●介護保険課介護保険管理係 ☎(5803)1389